平成２５年（フ）第１３９８３号
東京都江戸川区篠崎町１丁目４―１
債務者　木村　　隆
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　聖子
4　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月15日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９５０号
東京都東村山市富士見町１丁目12―２　ヴィラージュ・ヴェール九番館314
債務者　山本　修司
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沢　年樹
4　破産債権の届出期間　平成26年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１１号
新潟市北区柳原４丁目２番６号
債務者　仲村　智美
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原真千子
4　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月31日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６７８号
大阪府豊中市東泉丘１丁目８番26―505号、住民票上の住所大阪府豊中市上新田４丁目８番Ｃ―1202号
債務者　能美山**隆**作
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９３号
福岡県柳川市筑紫町70番地47
債務者　古賀　実美
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山扶美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１３９０号
埼玉県上尾市大字上340番地　しらこばと団地７―204
債務者　畠山　　栄
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　洋善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７２号
福岡県うきは市浮羽町高見93番地
債務者　原　サチ子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛島　加代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３５１号
佐賀県佐賀市末広２丁目８番14号
債務者　カラダハウスのぞみ整体院こと　高柳善孝
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　隆徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５６８号
埼玉県所沢市小手指南１丁目25番地の103　トーシンハイツ所沢北野202
債務者　田崎　　功
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５２号
山梨県都留市下谷2816番地２
債務者　天野さとみ
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島わかな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第５７８７号
大阪府東大阪市森河内西１丁目６番34―402号
債務者　尾﨑　俊一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊島ひろ江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８８７号
神戸市北区東有野台１丁目24番地の７
債務者　髙見　俊夫
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　嘉章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４７号
鹿児島県鹿児島市向陽１丁目22番６号
債務者　後藤　　浩
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　弘毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４４８号
鹿児島県鹿児島市向陽１丁目22番６号
債務者　後藤イツ子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　弘毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３８４号
函館市若松町31番22号
債務者　飯島　徳子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　車　　福順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５５１号
埼玉県越谷市千間台西２丁目７番地９　栄コーポ９号、旧住所埼玉県越谷市東柳田町14番６号
債務者　荒　俊太郎
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　邦広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係